

議 第 18 号

国民健康保険特別会計予算書

令和5年度樫原市国民健康保険特別会計予算

令和5年度樫原市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,069,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を行う場合とする。

令和5年3月 1日提出

樫原市長 亀田 忠彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		2,231,877
	1 国民健康保険税	2,231,877
2 使用料及び手数料		500
	1 手数料	500
3 県支出金		9,751,566
	1 県補助金	9,751,566
4 繰入金		1,048,047
	1 他会計繰入金	1,048,047
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
6 諸収入		36,810
	1 延滞金及び過料	15,000
	2 雑入	21,800
	3 預金利子	10
歳 入	合 計	13,069,800

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		159,343
	1 総務管理費	121,732
	2 徴税費	37,094
	3 運営協議会費	517
2 保険給付費		9,141,935
	1 給付諸費	9,141,935
3 国民健康保険事業費納付金		3,638,549
	1 国民健康保険事業費納付金	3,638,549
4 保健事業費		103,373
	1 保健事業費	18,751
	2 特定健康診査等事業費	84,622
5 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
6 諸支出金		15,600
	1 貸付金	500
	2 償還金及び還付加算金	15,000
	3 指定公費一部負担金	100
7 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		13,069,800

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
受診券印刷等業務委託事業	令和6年度	千円 465